

2015年5月12日



各 位

会 社 名 J C R フ ァ ー マ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 芦 田 信
(東証1部 コード番号4552)
問 合 せ 先 経 営 戦 略 部 長 本 多 裕
(TEL 0797-32-8591)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2015年5月12日開催の取締役会において、定款の一部変更の件を2015年6月24日開催予定の当社定時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

① 第2条（目的）

当事業の今後の展開に対応するため、事業目的の追加を行うものであります。

② 第28条（取締役の責任免除）および第36条（監査役の責任免除）

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるように、定款第28条（取締役の責任免除）及び定款第36条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。

なお、本件に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目

<p>的とする。</p> <p>(1) <u>化学薬品、工業製品、医薬品</u>およびその原料の製造、売買ならびに輸出入</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条</p> <p style="text-align: center;">＜省略＞</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、<u>当該社外取締役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条</p> <p style="text-align: center;">＜省略＞</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、<u>当該社外監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>的とする。</p> <p>(1) <u>化学薬品、工業製品、医薬品、再生医療等製品</u>およびその原料の製造、売買ならびに輸出入</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条</p> <p style="text-align: center;">＜省略＞</p> <p>2. 当社は、<u>取締役</u>との間で、<u>当該取締役</u> (<u>業務執行取締役等であるものは除く</u>)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条</p> <p style="text-align: center;">＜省略＞</p> <p>2. 当社は、<u>監査役</u>との間で、<u>当該監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2015年6月24日

定款変更の効力発生日 2015年6月24日

以 上